

新型コロナウイルス感染症の影響による 後期高齢者医療保険料の減免について

申請期限	令和5年3月31日（区必着）
------	----------------

本案内をお読みになり、減免基準に当てはまり、保険料の減免を希望される場合は、
証明書類を添えて申請してください。

【保険料の減免対象】 詳細は次ページの減免判定の流れをご覧ください。

- 1 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者（以下、「世帯主」といいます）が死亡、または重篤な傷病（1か月以上の入院を要する等の著しく重い症状）を負った場合。

⇒保険料を全額免除

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の令和4年の収入のうち、事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、令和3年に比べて3割以上減収する見込みである場合。

⇒保険料の一部減額または免除

保険料が減額される具体的基準

世帯主について、次の①～③の全ての基準に該当する必要があります。

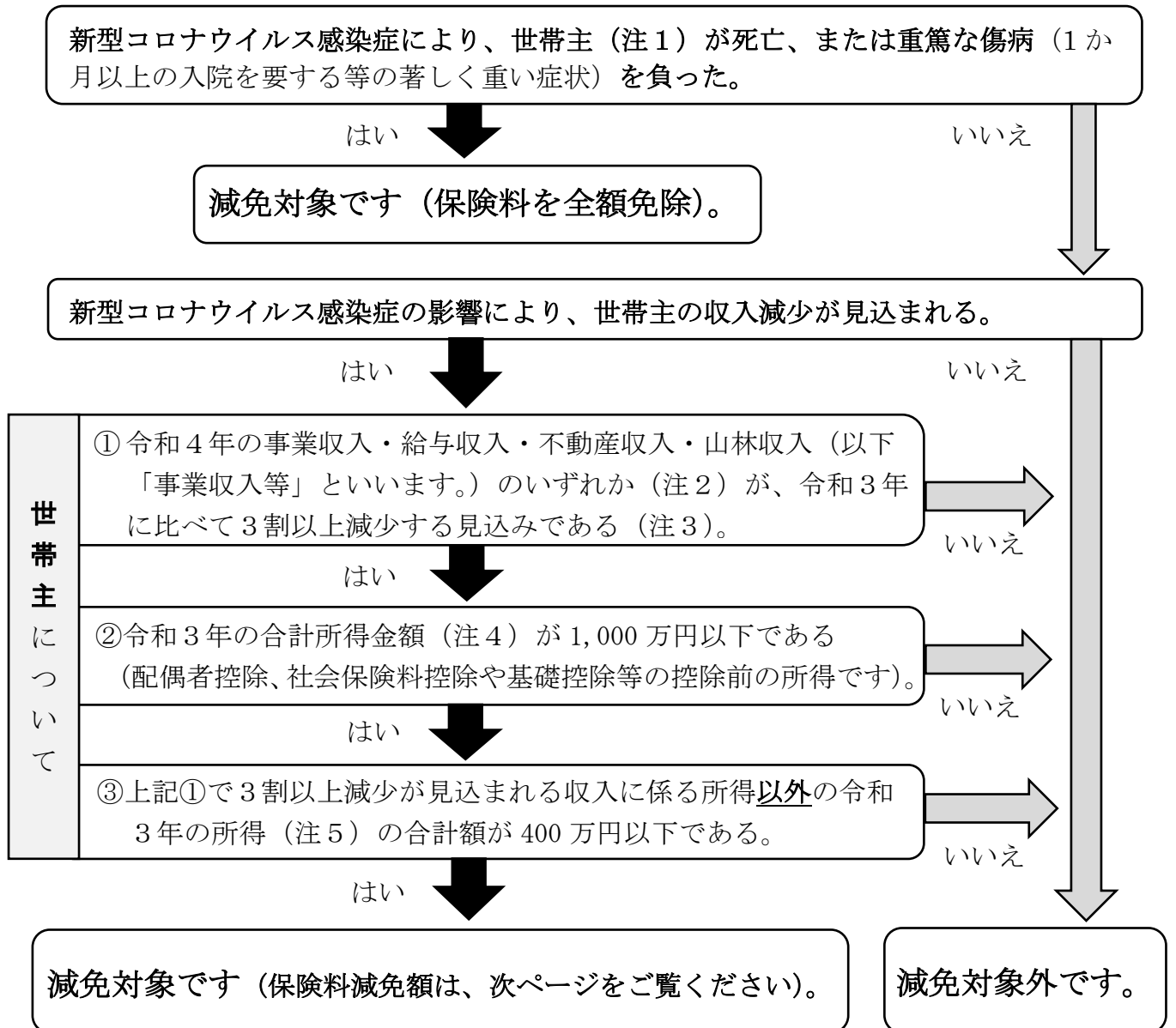
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、令和3年（令和3年1月1日から令和3年12月31日の期間）に比べて3割以上減収する見込みである（新型コロナウイルス感染症の影響とは無関係の懲戒解雇や離転職による収入減少は除く）。
- ② 令和3年の合計所得金額が1,000万円以下である。
- ③ 上記①の3割以上減少が見込まれる収入に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である。

【減免対象となる保険料】

令和4年度分保険料 令和4年4月期分～令和5年3月期分

※令和4年3月中に新たに東京都後期高齢者医療制度の対象となった方等は、令和4年度分保険料と合わせて令和3年度分保険料も減免となる場合があります。また、転入届けの遅れや所得修正による保険料の変更決定等が理由で、令和3年度分保険料の納期限が令和4年4月1日以降に設定されている方は、令和4年4月期分以降の保険料が減免となる場合があります。詳細については、4ページ目に記載のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【減免判定の流れ】 以下により、減免の対象となった場合、申請してください。



注1 世帯主とは、住民票上の世帯主を指し、主たる生計維持者です。ただし、同一世帯内に、より収入の高い被保険者がいる場合、その者を主たる生計維持者にして申請できます。

注2 事業収入等の内、2種以上の収入がある場合は、1種以上の収入が3割以上減少見込みであれば「はい」に進んでください[事業収入等以外の収入（株取引等）は判定対象外]。

注3 国、都道府県または区市町村から交付される課税対象となる各種給付金等はここでの計算には含めません。

注4 合計所得金額は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額のことです。

注5 ここでいう所得は、①の3割以上収入減少が見込まれる収入に係る所得以外^{注5}の所得です。例：事業収入・給与収入・配当所得・雑所得がある方で、給与収入が①に該当する場合は、事業所得・配当所得・雑所得の合計額です（これら合計が400万円以下であること）。

※ 他の減免制度の適用を受けている場合、もしくは新たに適用を受ける場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免は、重複適用できないことがあります。

※ 住民票上の世帯主又は被保険者の中で、令和3年の所得の申告をされていない方がいる場合、減免審査を正しく行えません。所得の申告をされていない場合は、令和4年1月1日時点の住所地の区市町村で住民税の申告等をする必要がありますのでお問い合わせください。

【 保険料減免額 】

保険料減免額と減免後の保険料額は、東京都後期高齢者医療広域連合で決定されます。

以下の算出方法により、保険料減免額を決定いたします。

※世帯主の事業収入等が、令和3年に比べ3割以上の減少が見込まれても、次の場合は保険料減免額の計算上、減免額が0円になります（結果的に減免されません）。

- ・ 3割以上減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得が0円の場合（下欄のBが0円）。
- ・ 世帯主及びその世帯の全ての被保険者の令和3年の合計所得金額の合計が0円（下欄のCが0円）。

$$\text{保険料減免額} = \text{対象保険料額 (A} \times \text{B} / \text{C)} \times \text{減免割合 (D)}$$

●対象保険料額 (A × B / C)

A：世帯主の世帯に属する被保険者の保険料額（申請する被保険者1人分の保険料額）

B：世帯主の事業収入等のうち、令和3年に比べ3割以上減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額（3割以上減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その収入に係る令和3年の所得額の合計）

C：世帯主及びその世帯の全ての被保険者の令和3年の合計所得金額の合計

●減免割合 (D) 世帯主の令和3年の合計所得金額により下表の減免割合となります。

世帯主の令和3年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)	世帯主の令和3年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
世帯主の事業等の廃止または失業※	10分の10	400万円超550万円以下	10分の6
		550万円超750万円以下	10分の4
300万円以下	10分の10	750万円超1000万円以下	10分の2
300万円超400万円以下	10分の8	1000万円超（基準非該当）	減免なし

※新型コロナウイルス感染症の影響とは無関係の懲戒解雇や離転職は除きます。

【申請と審査結果等について】

- 1 減免基準に当てはまる場合は、次ページの【提出書類】を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び予防のため、ご来庁はお控えください。

- 2 被保険者がお亡くなりになっている場合は相続人が申請をすることができます。
- 3 申請書到着後、東京都後期高齢者医療広域連合で申請内容を審査し、減免決定（又は却下）通知を送付いたします。

減免決定された場合は、後日、保険料額変更決定通知書を送付します。保険料の減免決定により、保険料の過払いが生じた場合は、還付いたします。

※納期限を過ぎた保険料に未払いがある等の理由で保険料が還付されないことがあります。

- 4 保険料を特別徴収（年金天引き）でお支払いいただいている場合は、特別徴収が中止されお支払い方法が納付書払いや口座振替になる場合があります。
- 5 減免の可否決定がされるまでの間、保険料は納期限までに一旦お支払いください。

【提出書類】 ご提出いただいた書類は返却できません。

→ 提出もれがないか、右□欄にチェックしてご確認ください。

<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料減免申請書(新型コロナウイルス感染症関係 様式1) 被保険者ごとに提出してください。
1 申請理由が、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った場合 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症により死亡した、または傷病を負った事実が確認できる書類 ・医師による死亡診断書や診断書等の写し等
2 申請理由が、世帯主の収入が減少見込みの場合 以下の提出書類は、 <u>同じ世帯の複数の被保険者の申請を行う場合は1部で足りません。</u>
<input type="checkbox"/> ①世帯の主たる生計維持者の収入等状況表(様式2-1) ②世帯主の必要な書類
<input type="checkbox"/> ア <u>世帯主の令和4年の収入が減少見込みであることを確認できる書類(令和4年4～6月等の連続した最低3か月以上の収入状況のわかる書類を添付してください。)</u> ・給与明細の写し ・令和4年中に減収が見込まれる収入がわかる売上帳、売上傳票等の会計帳簿、会計書類等の写し ・事業廃止の場合は、個人事業主の廃業届出書等の写し ・失業の場合は、事業主が作成した離職証明書等の写し ・保険金、損害賠償等による補填額※がある場合は、その金額を確認できる書類(保険契約書等)の写し[※国、都道府県または区市町村から交付される各種給付金(持続化給付金、失業給付、傷病手当金、休業補償、休業手当等)は補填額としません。]
<input type="checkbox"/> イ <u>世帯主の令和3年の収入と所得が確認できる書類</u> ・確定申告書の写し、源泉徴収票の写し等
③世帯主以外の被保険者の必要な書類
<input type="checkbox"/> <u>世帯内の全ての被保険者の令和3年の所得が確認できる書類</u> ・確定申告書の写し、源泉徴収票の写し等
<input type="checkbox"/> ④各種給付金等についての申告書(様式2-2) ・令和3年中、国、都道府県または区市町村から、 <u>課税対象の給付金等</u> の交付を受けていた場合、 <u>給付金等の交付を受けたことが分かる証明資料</u> を添付してください。 ・給付金等の交付を受けていない場合でも様式2-2の「受けていない。」に○をつけて、課税対象の給付金等を受けていないことが分かる収入資料を添付してください。

【お問い合わせ先・申請書の提出先】

世田谷区 国保・年金課 後期高齢者医療

電 話 03-5432-2390 FAX 03-5432-3005

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-2-1-27

★申請についてのお問い合わせ・申請書の提出は、くみん窓口・出張所・まちづくりセンターでは取り扱っておりませんので、ご注意ください。